

長崎国際大学 研究費不正使用防止委員会規程

(目的)

第1条 長崎国際大学及び大学院（以下「本学」という。）に全学的な観点から、研究費の不正使用防止のため、研究費不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学事務局長又は事務局次長
- (3) 各学科から 1 名選出
- (4) 産学連携・研究支援室長
- (5) その他学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長をおく。

- 2** 委員長は、前条第 1 号の委員をもって充てる。
- 3** 副委員長は、前条第 2 号の委員をもって充てる。
- 4** 副委員長は、委員長が欠席する時は、その業務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2** 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施
- (2) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (3) 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言
- (4) 「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」の
 浸透を図るための方策の推進
- (5) 公的研究費に関する内部監査計画の策定と実施

- 2** 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教員の意見を聴取するもの
 とする。

(委員会の開催と招集)

第6条 委員会は、原則として年間 2 回開催する。

- 2** 緊急を要する議案がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3** 前 2 項の規定にかかわらず、副委員長を含む構成員の半数以上の開催要求がある場

合は、委員長はすみやかに委員会を招集しなければならない。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長をもってこれにあてる。

(定足数)

第8条 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

(議決)

第9条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第10条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 前項の者は、議決に参加することはできない。

(教授会への報告)

第11条 委員会で審議し議決された事項については、委員長はこれを全学教授会に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、会計課並びに産学連携・研究支援室が行う。

(改正)

第13条 この規程の改正は、委員会及び全学教授会の議を経て学長が定める。

(業務)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める

附 則

この内規は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 25 日から施行する。